

議事日程（第 5 号）

令和元年 9 月 27 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 第76号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件  
第77号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
第78号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正す  
る条例制定の件
- 日程第 2 第80号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第 3 第81号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 第82号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 第83号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 第84号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第  
2 号）
- 日程第 7 第85号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 第86号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 第87号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 第88号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第  
1 号）
- 日程第11 第89号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 第90号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 第91号議案 平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件  
第92号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の  
件  
第93号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の  
件  
第94号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定  
の件  
第95号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第96号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第97号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
第98号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定

の件

第99号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第100号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件

第101号議案 平成30年度神河町水道事業会計決算認定の件

第102号議案 平成30年度神河町下水道事業会計決算認定の件

第103号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

日程第14 議員派遣の件

日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 第76号議案 神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件

第77号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

第78号議案 神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第2 第80号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件

日程第3 第81号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 第82号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 第83号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 第84号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 第85号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 第86号議案 令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第87号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 第88号議案 令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 第89号議案 令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）

日程第12 第90号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 第91号議案 平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件

第92号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第93号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第94号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第96号議案 平成30年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第97号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第98号議案 平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第99号議案 平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第100号議案 平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第101号議案 平成30年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第102号議案 平成30年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第103号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

出席議員（11名）

1番 廣 納 良 幸	8番 藤 森 正 晴
2番 三 谷 克 巳	9番 藤 原 裕 和
3番 澤 田 俊 一	10番 栗 原 廣 哉
4番 小 寺 俊 輔	11番 藤 原 日 順
5番 吉 岡 嘉 宏	12番 安 部 重 助
6番 小 島 義 次	

---

欠席議員（1名）

7番 松 山 陽 子

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 坂 田 英 之      主事 ..... 山 名 雅 也

---

説明のため出席した者の職氏名

副町長 ..... 前 田 義 人      ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事  
 教育長 ..... 入 江 多喜夫      ..... 真 弓 憲 吾

総務課長	日和哲朗	建設課長	野崎直規
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長	藤田晋作
	児島修二	上下水道課長	真弓俊英
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課長	桐月俊彦
	岡部成幸	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
税務課長兼滞納整理特命参事			保西瞳
	和田正治	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	高木浩		山本哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		病院事務長	藤原秀明
	平岡民雄	病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事	
地域振興課長	多田守		藤原広行
地域振興課参事兼商工観光特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	小林英和		藤原美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長	
	藤原登志幸		高橋宏安

---

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第90回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

ここで、欠席届の御連絡をいたします。山名町長におかれましては、公務中の負傷により加療のため欠席届が出ておりますので、御了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、早速日程に入ります。

---

日程第1 第76号議案から第78号議案

○議長（安部 重助君） 日程第1、第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件の3議案を議題とします。

3議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。おはようございます。

それでは、9月3日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました

第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての審査報告をいたします。

委員会を9月10日に開催をし、審査を行いました。それぞれの議案は、採決の結果、出席委員6名全員の賛成により、当委員会としましては全議案とも原案のとおり可決することに決定をしております。

なお、討論はありませんでした。

審査に際しまして、追加資料として、本年度（半年間）の幼児教育・保育無償化に係る3歳から5歳児の町負担額、それから、令和2年度以降の幼児教育・保育無償化に係る町負担額、副食費に係る補助金について、それから、無償化に係る住民周知用のチラシの配布、説明を受けております。

その内容につきましては、令和元年度、半年間になりますが、これの幼児教育・保育の無償化に係る町負担額は、副食費の差額の保育所への補助金が122万7,780円、幼稚園の預かり保育の保育代が31万500円ふえますが、保育料の国の基準との差による持ち出し分844万3,570円、それから、運営費に対する町の負担額447万4,860円、合計で1,291万8,430円の、今年度は減額となります。

次に、令和2年度以降の町の負担額は、運営費に対するもの、また副食費の差額に対する補助金、それから、預かり保育のおやつ代を合わせますと、約1,918万円となる見込みでございます。これの現行で計算をしますと約2,584万円となりますので、これと比較しますと670万円程度の減額となります。

次に、副食費に係る補助金の関係ですが、町内保育所は、幼稚園の副食費と保育所の国の4,500円との差額を施設に補助をいたします。一方、町外の保育所、認定こども園は、一旦保護者に全額を支払ってもらい、後から差額を補助、償還払いになりますが、これをいたします。

次に、チラシの関係ですが、チラシは国の全般的な制度の内容説明で、無償化されることを住民に周知することも含めて、10月の広報に掲載しようと思ってるとの説明でございました。

次に、審査の過程で出ました主な質疑の内容について報告をいたします。配布を受けましたチラシに関しては、保護者は主食費または副食費がこれだけ要る。延長保育が幾らなのかというのが一番関心事になるので、チラシの内容について工夫が必要ではないかという意見がございまして、これに対して、このチラシは、来年度、保育所や幼稚園に入園希望されている方も含めて住民に周知するもので、該当保護者には園を通じて知らせるとのことでした。

次に、延長保育の利用料は無償化の対象になるのかという問いに対しまして、延長保

育は無償化の対象にならないとの回答でございました。

次に、幼稚園、子育て支援新制度非対象という言葉の内容についての質疑がございまして、これは、子ども・子育て支援法に基づく施設はこの新制度の対象になり、非対象とは新制度に移行していない施設ということでございます。新制度に移行している施設は無償ですが、非対象施設につきましては、月額2万5,700円までの補助がございませぬ。なお、幼稚園の預かり保育は、10月以降は就労証明を出して認定された方は無償化の対象となりますが、そうでない方は、従来どおりの利用料をいただきます。ただし、来年の3月末までは現行の第2子半額、それから、第3子無料という措置は経過措置として半年間継続して適用するとのことでございます。

次に、神崎病院内で、病児・病後児保育の計画があるが、保育所を利用している子が病児・病後児保育を利用した場合、それから保育所を利用していない子が利用した場合のそれぞれの利用料はどうかという問いがございまして、回答としましては、ファミリーサポートセンターと同様に、待機児童になっている子が対象で、保育所を利用している子が病気になって利用した場合は無償にならないとの回答でございました。

次に、町外の私立保育所、また、認定こども園の副食費は要綱を定めて補助、償還払いをされるが、対象者への通知はどのようにされるのかという問いに対しまして、まだ方法は決まっていないが、園を通じて周知をするか、直接郵送するかのどちらかで、保護者にしっかりと周知をしていきたいとのこととございました。また、この町外の施設を利用した場合の副食費等は、一旦立てかえをしてもらって後日精算をするが、償還払いとなりますが、この回数についての質疑がございまして、補助要綱案では年4回を予定していると。毎月だと保護者も大変なので、国が示す年4回を考えているとのこととございました。また、平日に仕事を休んで副食費等の償還払いの申請に来なければならぬ等々の意見がございまして、これに対しましては、領収書、または、副食費を払ったことがわかる書類を提示していただくこととなります。今後、郵送などで、できるだけ窓口で、来ないで済む方法を考えていきたいとのこととございました。

次に、年収360万円未満相当の世帯と第4階層7万7,101円未満とは同じことになるのかという問いがございまして、360万円未満相当という表現は、課税額7万7,101円と言ってもすぐにはわからないので、年収360万円であれば想像がつくということで、このような表現にしたとのこととございまして、国が示すところの課税額7万7,100円になる目安として収入額を示して、イメージしやすいようにしたとのこととでございます。

以上が主なものを報告をしましたが、このほかの質疑等につきましては、配付いたしております報告書に記載しておりますのでごらんをいただきたいと思っております。以上で第76号議案、第77号議案、第78号議案の審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を受けます。質疑のある方ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第76号議案について、討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

反対討論。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

これより第76号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第76号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第77号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第77号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第78号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第78号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第2 第80号議案

○議長（安部 重助君） 日程第2、第80号議案、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

本議案については、定例会初日に提案説明の後に質疑を行いました。十分審議を尽くせておりません。神河町議会会議規則第55条において、質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定しておりますが、改めて同一議員3回までの質疑を認めます。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。前回の本会議で説明があった一つに、いわゆる残土の処分を峰山高原で行うということで、ダンプが、そのときの答弁では、1,750台分の土砂が峰山高原に運ばれるという説明があったかと思えます。その時点では、その日程ですとか、1日に何台ということが説明はなかったと思うんですけども、その後、そういうスケジュールの調整が行われておるのか、そして、1日当たりどれぐらいのダンプが動くのかという部分と、あとは、いわゆる福本から峰山間の安全対策ですね、をどのように考えておられるか、その部分を聞きたいと思えます。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

ダンプにより峰山への残土搬出につきましては、議会、本議会で可決後速やかに実施をしたいということで、現在調整をしております。現在の予定では来週から残土搬出の予定といたしております。現場のほうのスキー場の残土処理場についても現場と打ち合わせをさせていただいて、この部分にということで調整もさせていただいたところでございます。現在の予定では、1日10台のダンプが4回転といったような形で、まず残土搬出をしながら、最盛期におきましては20台程度がダンプ動くといったような計画を現在のところいたしております。これにつきましては、残土の出ぐあいによって若干変わってくる場合もあろうかと思えます。

それから、コースにつきましては、前日も御質問を受けた際に、神崎・市川線から交差点に出て、貝野橋を通過して、町道を経由して坂田店のところから県道に入るといったようなコースを御説明をさせていただいたと思えますけれども、この間の表土搬出の状況を見ましても、神崎・市川線を出てきたところで右折れをして、国道を北上をして、ローソンのところの信号から県道を通過して峰山へといったコースに少し変更という形で、現

在計画をしておるところでございます。

また、地元、通行をする関係の自治会に対しては、既に議会で可決をした後には、こういった形でダンプが通行させていただきますといったような、台数も含めて、現在の計画についてはお知らせをさせていただいております。前回は御指摘がございましたけれども、登校の時間帯がダンプの搬出の運行の時間とはあんまり影響はないのかなというふうに考えておりますけれども、下校の時間帯とかぶってくる部分がございますので、そういったところについては、施工業者のほうにも十分留意をするようにということは伝えておりますし、状況を見ながら安全対策の交通整理員等が必要な状況であれば、そういった部分は速やかに対策を講じて、安全第一で搬出を行えるように今後も調整をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかに特にございませんか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。今の関連でございますけれども、要するに通学路に当たる関係もありますんで、教育委員会とも十二分に精査をしていただいて、危ない箇所には必ず交通整理員といたしましょうか、そういう類いの、いわゆる許可といたしましょうか、そういう実践の多い方を特に配置していただき、いわゆる貝野からですと丸々、しんこうタウンが新しくなって、すごく児童数もふえておりますので、そこは通らないと思えますけれども、それも頭に入れて完全を期していただきたい。それが1点と。

前に申し上げました鹿柵、鹿柵の撤去のみの予算がありました。今から工場を建てて、いわゆる食品に関する工場なので、今、イノシシ等々で豚コレラですか、そういうものも今、はやっているわけですが、私は前回にお尋ねしたときは、撤去だけですというようなお話だったので、そういう意味では、万が一、やはりここには鹿柵、イノシシ柵が欲しいなとなった場合は、必ず企業側の資金で出していきたい。町側からはもう一切出さないと、それぐらいの覚悟があるかどうか、お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。安全対策の部分につきましては、廣納議員の御指摘の部分については、教育課、あるいは交通整理員について十分配慮をして、安全確保を努めてまいるようにいたします。

それから、鹿柵の関係でございますけれども、前回は御指摘を、御意見をいただきましたけれども、鹿柵自体については農地の周りを囲んでいたものということでございましたので、それを撤去しても、農地そのものがなくなったので影響がないといったようなところでございます。また、食品を扱う工場というところでございますけれども、基本的には、稼働、菌床自体を保管をしておるところについては、四方が完全に閉鎖をされた空間ということになります。製造する部分についても、夜間等については当然シャッターで閉鎖をしてしまうという部分がございますので、ほかの動物が入るような可能

性は非常に少ない。また、稼働しておるときにつきましても、当然、人がおってということでございますので、中に鳥獣等が入る可能性は非常に少ないかなというふうにも考えておりますし、当然会社としてもそういった対策を講じられるものと考えております。今後、仮にそういった対策が必要となった場合の経費負担という部分につきましても、当然、企業さんとの調整という部分で対応はしてまいりたいというふうに考えますけれども、議員の御意見も十分に受けとめながら調整をさせていただきたいというふうに思います。基本的には、地元からも現在のところそういった御要望もございませんし、現状の形でも生産には影響がないのかなというふうに考えておりますけれども、状況を見ながら判断をさせていただければというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。いわゆる建屋には入らないという、そのお考えといいたいまいしょうか、それ自体がちょっと甘いんじゃないかと思うのが、要するに、そういう事例ができた場合は、企業側に持っていて、やはり必要だなというような感じでおっていただきたいんですけれども、認識は、敷地内にイノシシ、鹿が建屋内に入らなくても通ると。何のために今テレビで一生懸命やって、車なりその周りのあれを消毒したり、建屋はもちろんですけれども、要するにほかから入るという意味では、要するに敷地内という考えを持っていただかないと、建屋内というのは、いわゆる人間も入り、車も入りして、するという、私は取り越し苦労ですけども、それが、要するに、神河町の風評被害になってはいかんのので、企業側ともよく話し合っていて完璧に、要するに中山間地域ですから、イノシシ、鹿、猿はこちらにはいないと思いますけれども、福山の旧神崎エリアには少ないといいたいまいしょうか、はぐれしかいないと思いますけれども、そういう意識がないということ自体が、私は少し疑問を持ちますので、今後の対策には十二分に留意していただいて、あのときああしておけばよかったということがないように、きつくお願いをしておきます。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ありがとうございます。当然、敷地内を管理する立場という部分にあわせて、周辺に、山の下部のほうになりますけれども、農地もございますので、そういった部分を守るという観点も含めて、企業、町、そして地元の関係者と十分に調整をさせていただいて、安全安心な製品という部分と、地元で御迷惑をかけないといったような部分も含めて、十分対応をさせていただくように努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 最終的に、きょう、町長いらっしゃいませんので、副町長に確認といいたいまいしょうか、確約をさせていただきたいんですけれども、これ以上の、要するに追加、要するにいろんな面で町民の皆様方の税金が出ないように、100%とは

いかんでしょうけども、9.9.9（フォーナイン）といいたいでしょうか、それぐらいの保証をしていただくように全課一致して強く当たっていただきたいと思いますので、副町長、お願いします。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。御指摘をいただいている点につきまして、これまでもそうなんですけれども、不必要な変更は行わない、また、余分な負担は行わないということを基本姿勢としております。本件につきましては、加えて、全課で注意しながら、可能な限り変更を行わないという取り組みを進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。今、廣納議員がおっしゃいました安全対策、警備員、誘導員ですね、これは教育課と連携してやっていくとおっしゃいました。警備員の中にも種類があるんですが、御存じですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。どういう形なのかはちょっと不勉強なところがございます。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 警備員の中にもランクがありまして、国道、県道、町道、人数、これを定めております。だから、一番子供たちにとって安全なAランクの警備員を求めようをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。そのあたり少し勉強させていただきながら、適切な対応ということで安全確保に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。1回目の質問で、既に議決が行われた後がこういう状況でということが、既に関連の区長さん宛てに行ってるんですかね、この情報っていうのは。それを区長さんから伝えるという状況なのかどうか分かりませんが、私、今、心配するのは、そういうたくさん車が、最高のときには1日20台が4回転するっていうふうな、そういう状況ですので、かなりたくさん車が動くということで、子供たちだけじゃなしに、やはり幅員が狭いところ、また、そういうふだんはトラックが通らない道を通るわけですから、住民への周知ですね、を、今は区長さんを通じてということなのか、町としてまた、この期間もちょっとわからないんですけども、いつまでというふうなことで、少しケーブルテレビ等で町民の方への周知を呼びかける

というのも一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ありがとうございます。安全対策については万全を期したいというふうに考えておりますので、少し中身については調整をさせていただきながら、適切な方法で、より広く住民の皆様にお知らせできるような形を考えて、余りもう時間がないところではございますけれども、早急に対策を講じたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今に関連してですけれども、トラック、ダンプがこんなにたくさん数、道路を走るということになれば、当然、道路も傷んでくると、劣化が進んでくるというふうには考えますけれども、聞くところによりますと、国道あるいは町道、舗装のタイプが違うということで、重さに耐えられる舗装面がどうかというところと、それから、もし路面が傷んだ場合に、これはどういうふうに対応されるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。通行量でありますとか、国道、県道とかのそれぞれの規格によって路盤、あるいは舗装の厚みといったようなものがそれぞれ基準があってかわっておるということのようでございますけれども、実際には、仮に傷んだという場合については、応急的に、まずはやっぱり安全対策というところがございますので、事故等が発生をしないような対応を関係課とも協議をさせていただいて、まずは安全対策という部分に対しては取り組みをさせていただけたらというふうに思っております。そのほか、例えば舗装の打ち直しが必要であるとかといったようなところについては、それぞれの状況を見ながら判断をさせていただければというふうには考えております。いずれにしましても、安全という部分について配慮をしながら工事を施工できればというふうに考えておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。安全対策、しっかりとしていただきたいと思いますと思うんですが、路面舗装が傷んだ場合は、これは経費はどこから出るという予想でしょうか。

○議長（安部 重助君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 基本的には、経費はその損傷を起こした原因者になりますが、それも状況にもよりますので、その辺は状況を判断しながら検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

- 議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。  
これより第80号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第80号議案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 第81号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第3、第81号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長。

- 総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。9月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第81号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審査報告をいたします。

委員会を9月10日に開催し、審査を行いました。採決の結果、出席委員6名全員の賛成により、当委員会としましては原案のとおり可決することに決定をいたしております。

なお、討論はございませでした。

次に、審査の過程で出ました主な質疑の内容について御報告をいたします。

第2期地方創生総合戦略策定のスケジュールについての問いがございまして、これに対しまして、第1期で実施した事業について検証を行い、その検証結果をもって戦略会議を開催したいと考えている。3月の議会で総合戦略の概要が報告できるように進めている。あわせて、アンケート調査を行い、若者世代等を中心に、第2期に向けての意見聴取をしたいと考えているとのこととございました。

次に、先ほどの議案の貸工場施設造成工事請負費の増額補正の分についての質問がございました。増額補正につきましては一般財源を充てているが、今後の過疎債の配分の見通しについての問いに対しまして、本年度は兵庫県に対して国の配分が減ってきているので、各町それぞれ減額となっている。今後は、我が町の過疎債全体の事業費を見き

わめながら、県市町振興課とも協議をし、過疎債の充当ができるような形で申請をしていきたいとのことでございました。

次に、立木伐採費の増額に対しての問いがございまして、当初から進入路が通ることがわかっていたのに、なぜ当初予算で見込めなかったのかという問いに対しまして、進入道路部分は、道路の敷地部分だけでなく、造成に伴って盛り土が発生したので、その部分の立木の想定ができなかったのと、道路横の電柱の移設に伴う伐採が発生し、埋め立ての部分と立木の処分場も必要になったことによるものとの回答でございました。

次に、公衆無線LANの環境整備事業に関しまして、越知谷小学校等5カ所に設置をするが、アクセスポイントの設置場所と、そこで十分カバーできるのかという問いがございまして、これに対しまして、無線LANを設置する5カ所は、現在、町の緊急指定避難所として指定している施設で、通常の家庭用の無線LANよりも電波は強いので、避難をされている場所が見渡せる距離であれば、通常に使えらると思われているとのことでございました。また、避難される方は高齢者が多く、無線LANを使える方が少ないと思うが、使えない方の対応を考えているかとの問いがございまして、これに対しまして、避難所には必ず防災行政無線も置いているので、情報収集ができる。また、テレビも見ることができるし、携帯電話、スマートフォンなどで調べられるので、こういった情報を重複して利用すれば、若い方から高齢者まで利用できると思われているとのことでございました。

次に、猿の監視員委託料32万円の増額について、その要因とパトロールの状況、また、猿の出没状況等についての質疑がございまして、これに対しまして、猿の群れは今まで3群であったが、今はA、B、C、Dの4群で、頭数は、2018年度の調査結果ではございますが、A群が56頭、B群が69頭、C群が109頭で、そのC群がCとDに分かれている。ただし、CとDに分かれた頭数は把握できていないということでございます。また、最近、市川町に出没しているのはA群とのことでございました。

猿の監視業務は森林組合に委託しており、大河内猟友会の方1名が従事してもらっているとのことであります。基本的には、平日は午前、午後、1回町内をパトロールをして、追い払いをしていただいております。また、土曜日、日曜日にもパトロールをしていただくこともあるとのことでございます。パトロールのときには、タブレットを持って回っていただいております、猿の位置情報をメールしていただいております、役場に届いたメールを、サルメールに登録された方に配信をしているとのことでございます。猿の監視員は、大河内エリアをくまなく車両でパトロールをされていますが、群れが3群から4群になったことと、それが新野や市川町まで出没していること、また、現在は上小田区にも出没しており、パトロールの範囲が広がって非常に負担が大きくなっているため、車両の必要経費をカバーするために今回の補正をしたが、これでは十分というわけではないとのことでございます。

朝来市の例でございまして、朝来市は車両は市が貸与して複数名でパトロールをして

いるが、神河町のように広範囲にわたっていないので、神河町の1名というのは厳しい。また、朝来市のように、被害が出ている地域の方々にも協力をしてもらい、一緒になって対処ができないかというような話を鳥獣害対策協議会でもしているとのことでございます。

今回の補正は、軽四のワゴン車のリース料を計上しており、その車に車載用の無線機を搭載して、猟友会の誰が乗っても対応できるようにするとのことでございます。1名で都合がつかないときは、かわりの方が出られているという状況がありますので、今後は2名程度予定しているとのことでございます。

また、猿の監視に係る来年度の予算額の増額の要望に対して、猟友会、それから、担当課、財政とも協議をさせていただきたいとの回答でございました。

また、猿のみならず、イノシシ、鹿等の被害もふえているので、農業者の生産意欲がなくならないように対策をしていかなければならないと考えているとのことでございました。

最後に、大阪湾広域廃棄物埋立地の処分場の建設費と調査費の2つの委託料が補正されておりますが、これは、大阪湾での広域廃棄物処分場に関して何か動きがあったのかという問いがございまして、これに対して、建設委託金は大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪フェニックスセンターでございまして、この埋め立て処分場の2期計画の埋め立て処分場の延命化等の工事が実施されることになり、それに係るもので、神河町は現在、この施設に瓦れき等の搬入をしておりますが、将来も含めてここに持ち込む見込み量に応じて負担するものでございます。

また、調査委託料は、大阪湾フェニックスには1期と2期の処分場がありますが、これらも満杯に近づいているので第3期工事が予定されており、その計画のための調査費で、国勢調査人口に応じて負担をするとの回答でございました。

以上、質疑の主なものを報告しましたが、このほかの質疑につきましては、配付しております報告書に記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で第81号議案の審査報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第 8 1 号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 8 1 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、第 8 2 号議案から第 9 0 号議案までの各議案について経過を説明します。

各議案については、9 月 4 日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。本定例会最終日である本日に各議案について討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第 4 第 8 2 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 4、第 8 2 号議案、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第 8 2 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 8 2 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 第 8 3 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 5、第 8 3 号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第83号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第83号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 第84号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第84号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第84号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第84号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 第85号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第85号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第85号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第85号議案は、原案のとおり

可決されました。

---

日程第 8 第 8 6 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 8、第 8 6 号議案、令和元年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 8 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 8 6 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 第 8 7 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 9、第 8 7 号議案、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第 8 7 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 8 7 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 第 8 8 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 10、第 8 8 号議案、令和元年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第 88 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 88 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 第 89 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 11、第 89 号議案、令和元年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 89 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第 89 号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 第 90 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 12、第 90 号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第 90 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第90号議案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 第91号議案から第103号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第91号議案から第103号議案、13件の平成30年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

13議案について審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。

藤原日順決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（藤原 日順君） 決算特別委員会委員長の藤原でございます。本委員会では、去る9月5日の本会議において付託されました第91号議案、平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第103号議案、平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件までの13会計の決算について審査を行いました。審査に当たっては、議会が議決した予算が適正・妥当に執行され、神河町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、かつ、さらなる福祉の向上につながっているかを評価し、その改善点を次年度の予算編成に生かしていただくために審査を行い、さらに委員間討議による提言をいたしました。

それでは、特別委員会の審査内容を報告いたします。

9月11日、12日の一両日、議長と議会選出監査委員及び病气療養中の1名の計3名を除く9名による特別委員会を開催いたしました。審査結果につきましては、当委員会として、いずれも決算書のとおり認定することに決定しております。

続いて、審査における質疑応答につきまして、主な論点を簡潔に申し述べます。

まず、第91号議案、平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件であります。歳入につきましては、昨年の特別委員会に引き続き、特別徴収事業所による個人町民税の滞納が問題となりました。その中でも、長期滞納の事業所については、特別徴収義務を外して個人の普通徴収に切りかえるべきではとの提案がなされ、事業主と相談して普通徴収への変更も可能かなと考えている。また、従業員からの預かり金という性質上、今後も引き続き滞納処分という強い姿勢で徴収の取り組みを強化していくとのございました。

歳出の1番目は総務費で、アグリイノベーション神河株式会社による備品の利用とその管理について、以前の任意団体が所有していた農機具を無償で利用しているが、管理運営規程に従って利用料を支払うべきではとの質疑に対して、農機具については株式会社のみならず、営農団体や担い手農家も共同利用しており、その修繕費は株式会社が負担している。管理運営規程による利用料徴収については、その方向で早急に検討・対応する。また、建物に附属している加工施設については覚書を締結し、5年間は無償貸与、

その後は状況に応じて利用料を徴収する予定であるとのこと。また、庁用車の管理で、昨今の状況からドライブレコーダーの装着は必須ではないかとの問いに対して、現有の車両にレコーダーを取りつけていくが、老朽車両については更新時に対応するとのこと。

神崎高校の地域連携活動支援金については、神河町と高校の間で連携協定も締結しているが、これは教育に係る交流や連携を通じて双方の教育の充実及び発展を図り、将来地域社会に貢献する有為な人材の育成を目的としているとのことですが、中学生の夢をかなえる事業と同様、高校生の意見も取り入れてまちづくりに反映してはどうかとの提案に対して、そういう事業を実施して、高校生たちの意見や感性に触れる機会を持ちたいとの回答がありました。

国際交流支援事業では、協定締結後の当町への訪問が先方の都合で延期されているが、その進捗状況について町内でも広報すべきではないかという質疑に対して、広報の重要性は十分認識しており、適切なタイミングで情報発信したいとのことでした。

また、事務事業の執行管理につきまして、総務費だけでなくほかの費目においても、複数の事業で多額の不用額が出ている。予算の消化ぐあいを示す帳簿である予算差し引き簿をチェックしておれば、当然に進捗度が把握できるはずであって、本来は補正で対応すべきである。にもかかわらず、決算時に多額の不用額が出るのは、事業の執行管理がおろそかになっているのではないかという指摘をいたしました。

次に、民生費です。縁結び事業の委託料については、前年度よりふえたのは婚活イベントを3回開催し、また、それにあわせて相談員のセミナーを行ったためとのこと。また、緊急通報装置実施事業において、緊急ボタンを押されたのは156件あるものの、うち151件は試しに押したり誤って押したものであり、実際の緊急通報は5件で、救急車で搬送後に入院まで至ったのはうち3件とのこと。ほかには、保健師や看護師への健康上の相談は54件とのことであります。

続いて、衛生費であります。これも複数の事業について総務費と同様、多額の不用額が出ている点について確認を行いました。それぞれに事情があることは理解できるものの、執行管理を厳密に行ってもらいたい旨を申し入れました。

農林水産業費では、農業振興費の多面的機能支払交付金について、県から広域化の打診があり、全集落にその説明会を開催し、ブロックごとに意見聴取を行った結果をことしの説明会で報告して、今後の方向性を検討していくとのこと。

次は、土木費であります。空き家等実態調査データベース作成業務では、母屋が423軒、附属建物では175軒の計598棟の空き家があり、その外観目視で調査を行った結果、AからEまでの5段階で分類して一番状態の悪いEランクが26軒、次に悪いDランクが44軒の計70軒が特定空き家、つまり危険家屋に該当すると考えられる。今後もそれらのデータを更新していくとのこと。これらのデータは空き家等対策計画策定の基礎資料となります。

次の消防費でも、姫路市消防局への消防事務委託料で多額の不用額が出ている点について質疑があり、これは消防局が年度終了後に予算執行状況を精査して各町に委託費を請求するため、やむを得なかったことを確認いたしました。

最後に、教育費であります。青少年健全育成事業について、補導委員会の活動の大変さを考えると、もう少し予算をつけてもよいのではという意見が出されました。また、日本一の学校づくり事業についても、ふるさとを愛し、母校を誇りに思う気持ちを養う意味でも非常に意義のある事業と思われるので、個々の学校の特色を生かして、精力的にこれに取り組むようお願いをいたしました。

ほかの費目については、特に報告すべき質疑はございませんでした。

なお、最初にも申しましたとおり、特別委員会で委員間討議を行い、次のとおり当局への申し入れ、提言をいたしました。

つまり、監査委員から提出された意見書に特筆された意見について、十分に尊重し対応していただくことはもちろんのこと、さらに、決算特別委員会としては予算執行に当たって多額の不用額が残ることのないよう、事務事業の執行管理を厳密に行っていたきたい旨の申し入れであります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はございませんでした。

第91号議案については採決の結果、起立全員で認定することに決定いたしました。

続いて、第92号議案から第103号議案までの各特別会計決算認定の件のうち、第95号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に関する質疑では、生活支援協議体の設置に向け、生活支援コーディネーターとの連携による行政側からの啓発をお願いしたいとの要望がなされました。つまり、地区ごとに設置される生活支援協議体の拡充により、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりをより一層推進するためには、未設置の集落に対して行政が積極的に働きかけていくことが必要であり、生活支援コーディネーターと連携して啓発を行い、協議体の趣旨やその意義を理解してもらう必要があるのではないかとの問いかけに対して、協議体の必要性と効果、意義の訴えとあわせて、先進地での取り組み状況等の紹介をするなどして、積極的に働きかけていく旨の回答がありました。

第103号議案、平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に関しては、経営診断の分析数値の捉え方について質疑がありました。そして、医業収益を上げ、一方で医業費用を節減するために、医師や看護師、職員が一丸となって取り組んでもらいたい、さらには県の特定中核病院として地域医療を担うための条件整備を求めるなど、町長には行政のトップとして県や国に対して一層の働きかけをお願いしたい旨を申し入れられました。

ここで、委員会報告から少し外れますが、昨日、厚生労働省がホームページ上で発表しました全国の公立病院及び日赤などの公的病院の統廃合要請リストでは、公立神崎総合病院は名指しはされておらず一安心をいたしました。近隣では、たつの市民病院や相

生市民病院の名前が再検証要請対象医療機関として名前が挙がっておりました。これはワーキンググループへの提出資料、つまり平成29年度病床機能報告の内容に不備があった197病院を除く全国の1,455病院のうち29.1%に当たる424病院について、病床数の削減や診療科、病院機能の集約、そして統廃合を含めた再編の検討を求め、病院名を公表したものであります。つまり、厚労省の地域医療構想においても、神崎総合病院はその存立の意義を認めてもらったものと受けとめてよいと思われまます。病院スタッフの一層の奮励努力を期待するものであります。

委員会報告に戻ります。

先ほどの第95号議案及び今の第103号議案を除く、第92号議案、平成30年度神河町介護療養支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第93号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第94号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第96号議案、平成30年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第97号議案、平成30年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第98号議案、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件、第99号議案、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件、第100号議案、平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件、第101号議案、平成30年度水道事業会計決算認定の件、第102号議案、平成30年度下水道事業会計決算認定の件につきましては、特筆すべき質疑・討論ともなく、採決の結果、全ての議案において起立全員で、当委員会として決算書のとおり認定することに決定いたしました。

以上、行政当局には、事務事業の執行管理を厳密に行っていただくよう再度お願いを申し上げます、決算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（安部 重助君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。御苦労さんでした。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第91号議案、平成30年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第91号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第91号議案は、認定することに決定されました。

次に、第92号議案、平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、認定することに決定されました。

次に、第93号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第93号議案は、認定することに決定されました。

次に、第94号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、認定することに決定されました。

次に、第95号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、認定することに決定されました。

次に、第96号議案、平成30年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第96号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第96号議案は、認定することに決定されました。

次に、第97号議案、平成30年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定でありま

す。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、認定することに決定されました。

次に、第98号議案、平成30年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、認定することに決定されました。

次に、第99号議案、平成30年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、認定することに決定されました。

次に、第100号議案、平成30年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であり

ます。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、認定することに決定されました。

次に、第101号議案、平成30年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、認定することに決定されました。

次に、第102号議案、平成30年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、認定することに決定されました。

次に、第103号議案、平成30年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であり

ます。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、認定することに決定されました。

---

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 次に、日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

---

#### 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第90回神河町議会定例会を閉会します。

午前10時19分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は9月3日に開会され、本日までの25日間でした。町長から提出されま

した議案は、報告2件、条例の制定及び一部改正12件、工事請負契約締結事項の変更の件1件、補正予算10件、神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定13件、計38件でありました。第76号議案、神河町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第77号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、第78号議案、神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び令和元年度一般会計補正予算（第2号）は、総務文教常任委員会に付託し、慎重審議していただきました。また、平成30年度各会計決算認定については、議長、監査委員を除く10名の決算特別委員会にそれぞれ付託し、精力的に慎重審議をしていただきました。

議員並びに執行部各位におかれましては、終始真剣な議論を交わされた結果、全て承認・可決されました。議員各位の御精励と御協力、また執行部におかれましても、資料提供等、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。

決算特別委員会から、予算の執行に当たって多額の不用額を計上することがないように、事務事業の執行管理を厳密に行っていただきたい旨の申し入れがなされております。内容を重く受けとめていただき、十分考慮されることをお願いしておきます。

審議の過程におきましては、議論されました内容については十分考慮され、今後の町政執行に反映されるよう望みます。

また、監査委員様には、例月、決算ともに的確に監査・審査をしていただきましたことに、その御苦勞に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

開会中、各地が自然災害の猛威にさらされました。神河町においては、幸いにも被害が出ておりませんが、台風15号により千葉県を中心に送電線等の倒壊や倒木による大規模停電が発生し、家屋の損壊も重なり、不自由な生活を余儀なくされております。また、台風17号により、九州・四国地方を初め、各地で大規模災害が発生し、多くの方が被害に遭われました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今後においても、いつどのような災害が発生するかわかりません。早目早目の対応で被害を最小限に抑えられるよう、十分な体制と危機意識を持つことが大切です。

いよいよ10月から消費税が10%に引き上げられます。増税が経済や生活に与える影響は避けられませんが、これまでの高齢者中心から子育て支援を含む全世代型社会保障向上を初め、将来世代に対する負担軽減等に活用されることが増税の大きな目的であります。しっかりと国民の信頼に応えてほしいと強く望むところであります。

厳しかった夏も終わり、爽やかな秋へと季節が移り変わります。これからも体調管理を十分にされまして、それぞれの立場で御活躍されますことを祈念し、閉会の挨拶といたします。

午前10時24分